

平成 30 年 11 月 2 日

JTA ジュニア JPIN に関する見解

埼玉県テニス協会

埼玉県テニス協会は、JTA ジュニア JPIN に関する埼玉県テニス協会ジュニア登録規程を今年度 4 月に制定して、平成 31 年 1 月 1 日施行を進めてきましたが、関東テニス協会ジュニア公認大会との関係で、この施行日に対して関東テニス協会より公式見解が出たので、当面の措置として、今年度（平成 30 年度）の大会については、当初の計画で進んでいる点もあり、この施行を凍結します。

平成 31 年度の大会については、平成 30 年 11 月 15 日の日本テニス協会常務理事会で決議されますので、その内容を伺った事を含め、11 月 19 日に埼玉県テニス協会臨時常務理事会を開催し方向を決めます。

この件については、今まで関東テニス協会、日本テニス協会とも話し合ってきましたが、意見の相違があり現在に至っており、ジュニア選手には大変ご迷惑をかけている事に対して申し訳なく思っています。埼玉県テニス協会としては、埼玉県体育協会との関係を含め埼玉県に在住・在学のジュニア選手の不公平・不利益にならない為に対応している事をご理解下さい。

ジュニア選手は短期間でのジュニア JPIN 制度による統一ランキングシステムの構築が強く推進される事は当然と考えており、その推進を計る努力を今後も続けていきます。